

岐阜県公報

目 次

告 示

総合特別区域法に基づく指定法人の指定

(新産業振興課) 六六九^ハ

公 示

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

(建設政策課) 六六九

公共測量の実施

(用地課) 六七〇

市街地再開発組合の事業計画の変更認可

(都市整備課) 六七一

建築基準法に基づく構造計算適合性判定の委任

(建築指導課) 六七一

指定構造計算適合性判定機関からの変更の届出

(同) 六七二

正 誤

岐阜県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則

(自然環境保全課) 六七三

の一部を改正する規則中訂正

(商業・金融課) 六七三

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

(商業・金融課) 六七三

告 示

岐阜県告示第五百六十二号

総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)第二十六条第一項に規定する指定法人として次のように指定したので、総合特別区域法施行規則(平成二十三年内閣府令第三十九号)第十七条第十項の規定により告示する。

平成二十七年九月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	主たる事業所の所在地	指定年月日	指定有効期限
アイギ工業株式会社	愛知県名古屋市長瑞穂区日向町二丁目一三番地	平成二七・八・二四	平成二八・三・三

公 示

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項第四号(廃業等)の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年九月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

取消年月	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した工事業
平成二十七年七月二十三日	石田木工	石田耕佐	中津川市高山五一七番地	般二十六七〇〇四一	建具工事業
平成二十七年七月二十七日	ユ一エム建設株式会社	代表取締役 南谷和孝	岐阜市藪田南四丁目二番地一	特二十三 一〇〇八一	建築工事業
平成二十七年八月七日	長野建工	長野信一	大垣市南一色町三〇三一	般二十四 三三六三	建築工事業
平成二十七年八月七日	有限会社 愛進建設	代表取締役 永田政和	飛騨市古川町谷二七三番地	般二十七 一三三〇一	管工事業
平成二十七年八月十日	有限会社 瀨川鉛鉄	代表取締役 白檀 滋郎	飛騨市神岡町殿六三六番地一	般二十四 八七一六	建築、鋼構造物及び機械器具設置工事業
平成二十七年八月十二日	有限会社 松岡組	代表取締役 松岡 利法	大垣市波須二丁目一六〇番地二	般二十四 一三〇八二	土木、とび・土工及びほ装工事業
平成二十七年八月十二日	株式会社 米津西部	代表取締役 細井 透	可児市土田二五四一	般二十三 五〇〇六四	管及び機械器具設置工事業
平成二十七年八月十三日	株式会社 タイセイ 工務店	代表取締役 大野 弘貴	羽島市正木町曲利八四八番地	般二十四 四二二一	建築工事業
平成二十七年八月十三日	株式会社 シバタ工務店	代表取締役 芝田 昌宏	岐阜市柳津町上佐波五丁目一三八番地	般二十四 一一六七一	左官、とび・土工、鋼構造物、鉄筋、板金、ガラス、塗装、防水及び建具工事業
平成二十七年八月十三日	株式会社 塩見	代表取締役 塩見 貴宏	瑞穂市稲里三三一	般二十五 一〇二〇一	電気工事業

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条

平成二十七年八月十九日	水向工務	水向喜久夫	瑞浪市一色町二丁目一三番地の一	般二十四 六〇〇五四	建築及び大工工事業
平成二十七年八月二十日	株式会社 大孝組	代表取締役 大橋 宏明	大垣市外湖一丁目四二六番地	般二十三 一三九八	土木工事業
平成二十七年八月二十日	D S T O K A I 株式会社	代表取締役 高橋 靖則	可児市今渡一五五番地の一	特二十三 二二三三八	板金、防水及び建具工事業
平成二十七年八月二十一日	栗野組	栗野太	安八郡神戸町大字神戸一四四二番地の三	般二十四 二〇〇一一	とび・土工工事業
平成二十七年八月二十一日	有限会社 ユウハウス	山田雄	土岐市泉町大富一六五五五〇	般二十四 一六六二七	土木、建築、大工及びとび・土工工事業
平成二十七年八月二十四日	金子鉄筋工業	金子伸一	関市上白金六二番地サンビレッジ白金C一〇	般二十四 三五〇三一	とび・土工及び鉄筋工事業
平成二十七年八月二十五日	株式会社 マス井工業	代表取締役 増井 刀光哲	大垣市久瀬川町二丁目三七番地	般二十三 九四二	土木及び建築工事業
平成二十七年八月二十六日	飯田電気設備有限公司	代表取締役 岡田 明文	可児市広見一九三四番地の二	般二十二 二〇一九	電気工事業
平成二十七年八月二十七日	株式会社 洞口	代表取締役 洞口 修一	飛騨市古川町高野一四一番地の二	般二十七 九五〇〇九	大工工事業

第一項の規定により国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年九月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所

二 作業種類

公共測量（水準測量）

三 作業期間

平成二十七年九月十四日から
同 二十八年三月二十一日まで

四 作業地域

岐阜市、大垣市、羽島市、美濃加茂市、各務原市、可児市、瑞穂市、海津市、羽島郡岐南町、羽島郡笠松町、養老郡養老町、安八郡神戸町、安八郡輪之内町、安八郡安八町、本巣郡北方町及び加茂郡坂祝町

市街地再開発組合の事業計画の変更認可

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により、次の市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定により読み替えて準用する同法第十九条第一項の規定により公示する。

平成二十七年九月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 市街地再開発組合の名称

岐阜駅東地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十六年七月十八日から

平成三十一年三月三十一日まで

三 施行地区

事業計画書において表示するとおり

四 事務所の所在地

岐阜市西玉宮町二丁目六番地

五 設立認可の年月日

平成二十六年七月十八日

六 変更の内容

設計の概要、資金計画及び添付図書（事業計画書において表示するとおり）

七 変更認可の年月日

平成二十七年九月二十五日

建築基準法に基づく構造計算適合性判定の委任

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第十八条の二第一項の規定により、指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定を行わせることとしたので、法第七十七条の三十五の八第一項の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年九月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定構造計算適合性判定機関の名称等

名 称	住 所	業務区域	構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地
株式会社グッド・アイス建築検査機構	東京都新宿区百人町二丁目一六番一五号	岐阜県の全域	東京都新宿区百人町二丁目一六番一五号

二 指定構造計算適合性判定機関に行わせることとした構造計算適合性判定の業務

次のいずれかに該当する建築物に係る構造計算適合性判定。なお、一の構造計算適合性判定に係る建築物が二以上あり、いずれか一の建築物が次のいずれかの建築物に該当するときは、当該構造計算適合性判定に係る建築物全てを次のいずれかの建築物

に該当するものとみなす。

- 1 延べ面積が三千平方メートルを超える建築物（建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合においては、当該建築物の部分。以下同じ。）
- 2 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「政令」という。）第八十一条第二項第一号口に定める構造計算による建築物
- 3 構造計算適合性判定を要する木造又は木造を併用する建築物
- 4 法第二十条第一項第二号イ及び第三号イの建築物で国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるものによって確かめられる安全性を有するもの
- 5 高さが三十一メートルを超える建築物
- 6 構造耐力上主要な柱、はり又は耐力壁をプレキャスト鉄筋コンクリート造とした建築物
- 7 構造耐力上主要な部分に設計基準強度が一平方ミリメートルにつき三十六ニュートン以上のコンクリートを使用する建築物
- 8 政令第八十条の二の規定に基づき、次により国土交通大臣が定めた安全上必要な技術的基準に従った構造を有する建築物
 - (一) プレストレストコンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件（昭和五十八年建設省告示第千三百二十号）
 - (二) 免震建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件（平成十二年建設省告示第二千九号）
 - (三) 薄板軽量形鋼造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件（平成十三年国土交通省告示第千六百四十一号）
 - (四) アルミニウム合金造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件（平成十四年国土交通省告示第四百十号）
 - (五) 構造耐力上主要な部分にシステムトラスを用いる場合における当該構造耐力上主要な部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件（平成十四年国土交通省告示第四百六十三号）
 - (六) コンクリート充填鋼管造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件（平成十四年国土交通省告示第四百六十四号）
 - (七) 膜構造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的

基準を定める等の件（平成十四年国土交通省告示第六百六十六号）

- (ハ) 鉄筋コンクリート組積造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件（平成十五年国土交通省告示第四百六十三号）
- 9 政令第三十九条第三項の規定に基づき構造耐力上安全なものとして国土交通大臣が定めた特定天井及び特定天井の構造耐力上安全な構造方法を定める件（平成二十五年国土交通省告示第七百七十一号）第三項第二号の構造方法を用いた建築物
- 10 その他知事が必要と認める建築物
- 三 構造計算適合性判定の業務の開始の日
平成二十七年九月二十五日

指定構造計算適合性判定機関からの変更の届出

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第七十七条の三五の八第二項の規定により指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があつたので、同条第四項の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年九月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 届出のあつた指定構造計算適合性判定機関の名称
株式会社東京建築検査機構
- 二 変更しようとする事項
住所
（変更前）東京都中央区東日本橋一丁目一番四号
（変更後）東京都中央区日本橋富沢町一〇番一六号
（変更前）東京都中央区東日本橋一丁目一番四号
（変更後）東京都中央区日本橋富沢町一〇番一六号
変更しようとする日
平成二十七年九月二十八日
- 三

正 誤

(原稿誤り)

平成二十七年五月二十八日号外一 岐阜県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則（岐阜県規則第七十七号）二頁下段後から十四行目「こと」を「に記載すること」の、同段後から七行目「こと」を「に記載すること」の誤り。

正 誤

(原稿誤り)

平成二十七年五月十九日第二千六百四十八号 大規模小売店舗の変更の届出に関する件三六三頁下段後から六行目中「ロックタウンがかみがはら」は、「イオンタウン各務原」の誤り。

正 誤

(原稿誤り)

平成二十七年五月十九日第二千六百四十八号 大規模小売店舗の変更の届出に関する件三六四頁上段後から六行目中「ロックタウンがかみがはら」は、「イオンタウン各務原」の誤り。

正 誤

(原稿誤り)

平成二十七年五月十九日第二千六百四十八号 大規模小売店舗の変更の届出に関する件三六四頁下段後から十行目中「ロックタウンがかみがはら」は、「イオンタウン各務原」の誤り。

平成二十七年九月二十五日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社